

令和8年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：2026年9月10日（木）午後2時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

1. 開 会

○事務局（中田区政課長） 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより令和8年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、区政課長の中田です。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例に基づき、札幌市の安全で安心なまちづくりの推進に関して必要な調査や審議等を行うことを目的に設置させていただいております。

本日の審議会では、市内の犯罪情勢について共有させていただきますとともに、札幌市における今年度の取組についてご説明をさせていただきます。

また、防犯活動などに貢献されております個人や団体を表彰するため、受賞の候補者についてご報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、事務局からの説明、報告に関し、より安全で安心して暮らせるまちの実現に向けたご意見を賜りたいと思います。

それでは、開会に当たりまして、市民文化局地域振興部長の田口から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○田口地域振興部長 地域振興部長の田口でございます。

本日は、令和8年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から、札幌市の安全・安心の取組に多大なるご理解とご協力をいただきまして、心より厚く御礼申し上げます。

札幌市内の犯罪情勢を見ますと、刑法犯認知件数の増加傾向や特殊詐欺の被害拡大など、依然として予断を許さない状況が続いております。

このような中、札幌市におきましては、市民一人一人の防犯意識の醸成を図るとともに、北海道警察をはじめ、日頃より防犯や更生保護活動にご尽力いただいている関係機関・団体の皆様のお力添えをいただきながら、地域全体で犯罪を防ぐ取組をより一層推進してまいりたいと考えてございます。

本日の審議会におきましては、これらの最新の犯罪情勢や今年度の取組状況につきましてご報告申し上げますとともに、功労者表彰に関するご審議などを予定しております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご助言を賜りますようお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中田区政課長） 事務局から、本日の資料並びに留意事項についてご連絡をさせていただきます。

まず、本日の資料としまして、次第、資料1から資料3を事前に郵送にて配付させていただきました。また、机上には、座席表、委員名簿、審議会規則、資料4として札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰に係る資料と、北海道防犯協会様よりご提供いただいている資料を置かせていただいております。

不足等はありませんでしょうか。

なお、最後の資料4につきましては、個人情報が含まれている内容となっておりますので、会議の終了後に回収させていただきます。あらかじめご了承ください。

続きまして、留意事項ですが、この審議会は原則公開となっております。議事録の作成や広報などに利用するため、会議内容の録音と会場での撮影をさせていただきます。ご発言される場合は、お手元のハンドマイクをご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

留意事項等の説明は以上です。

本日は、11名の委員にご出席をいただいております。欠席が1名となっております。札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことを申し添えます。

また、次第4の表彰候補者の選考につきましては、表彰候補者の個人情報を取り扱うことに

なっておりますので、この部分におきましては会議を非公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（中田区政課長） ありがとうございます。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を神元会長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○神元会長 それでは、議事に入りたいと思います。

次第1につきまして、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 地域防犯担当係長の鈴木でございます。

次第1の札幌市内の犯罪情勢につきましてご説明いたします。

資料1の札幌市内の犯罪情勢についてと書かれたものをご覧ください。

こちらの資料は、札幌市内の犯罪情勢として、北海道警察から提供を受けた各種統計データを基に作成しております。

なお、令和8年につきましては、令和8年1月から6月までの上半期分の統計値を掲載しておりますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、資料に沿ってご説明いたします。

1ページの1、刑法犯認知件数の（1）令和元年以降の推移（全国・北海道・札幌市）をご覧ください。

ここでは、全国、北海道、札幌市における刑法犯認知件数の推移をグラフと表でお示しております。

ご覧のとおり、刑法犯認知件数の推移は、全国、北海道、札幌市のいずれにおいても同様の傾向を示しております。令和3年までは減少傾向が続いておりましたが、令和4年以降は増加傾向に転じております。この背景には、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き、社会経済活動や人々の往来が回復したことに伴い、街頭犯罪が増加したことが大きな要因の一つであると考えております。

次に、下段の（2）令和元年以降の月別推移（札幌市）をご覧ください。

こちらは、札幌市における刑法犯認知件数の推移を月別で集計した表となっております。

各年におきまして件数が最も多い月をオレンジ色、最も少ない月を水色でお示ししております。

全体を通して夏場から秋口にかけて件数が多く、反対に冬場は件数が少なくなる傾向が読み取れます。

この傾向につきましては、後ほど手口別の資料でも触れますが、札幌市内で発生する犯罪のうち大きな割合を占めます自転車盗難が、冬期間は積雪によって利用台数が落ち込み、それに伴い被害も減少するという寒冷地特有の事情も影響しているものと考えられます。

続きまして、2ページの2、包括罪種別認知件数の（1）令和元年以降の推移（札幌市）をご覧ください。

ここでは、札幌市内の刑法犯認知件数を罪種別で色分けしたグラフと表を掲載しております。

ご覧のとおり、どの年におきましても、窃盗犯の件数が群を抜いて多く、全体の6割以上を占めている状況でございます。

直近の状況につきましては、下段の（2）令和8年の状況をご覧ください。

こちらには、令和8年1月から6月までの件数と前年の同じ時期を比較した表を掲載しております。

表の一番下のグレーの合計欄をご覧ください。

本年上半期の合計件数は5,841件となっております。前年の同じ時期の5,384件と比較して457件、率にして8.5%の増加となっております。

罪種別の内訳を見ますと、風俗犯のみ微減となっておりますが、それ以外の全ての罪種で件数が増加しております。

とりわけ懸念されますのが、凶悪犯と粗暴犯の伸びが顕著であるという点でございます。凶悪犯は、前年同期の43件から74件へと72.1%の増加、そして、粗暴犯も778件から948件へと21.9%の増加となっております。

また、知能犯につきましても、332件から382件へと15.1%の増加となっております。

続きまして、3ページの3、窃盗犯の手口別認知件数をご覧ください。

上段の(1)令和元年以降の推移では、窃盗犯の手口別の推移を示したグラフと表、そして、下段の(2)令和8年の状況では、前年の同じ時期と比較した表を掲載しております。

窃盗犯の中でも、例年、自転車盗の件数が非常に多く、令和8年上半期におきましても1,317件と、前年と同じ時期と比べて、95件、7.8%の増加となっております。これは、上半期の窃盗犯全体の3,615件のうち約4割に当たる36.4%を占めておりまして、依然として多くの被害が発生している状況が続いております。

続きまして、4ページの4、特殊詐欺の被害状況をご覧ください。

上段の(1)令和元年以降の推移では特殊詐欺の被害推移を示したグラフを、そして、下段の(2)令和8年の状況では手口別の被害件数と被害額を掲載しております。

ここで、特殊詐欺の手口の分類について一つ補足しますと、警察庁におきまして、被害の全体像や最新の手口をより分かりやすく把握、対策するため、令和8年4月から統計分類の整理が行われました。具体的には、近年被害が急増しておりますニセ警察詐欺が独立した一つの手口として新たに位置づけられたほか、これまで別の詐欺として扱われておりましたSNS型投資詐欺とSNS型ロマンス詐欺につきましても、特殊詐欺の一つの手口として追加されております。

本資料におきましても、これらを含めました全体を特殊詐欺として集計、掲載しております。

下段の表の一番下の記載ですが、令和8年上半期の被害件数の合計は207件となっております。前年の同じ時期と比べて、70件、51.1%の増加となっております。

さらに、被害額の合計は約14億8,500万円で、前年の同じ時期と比べ、約7億5,900万円、104.5%の増加となっております。

手口別の被害額を見ますと、SNS型投資詐欺とニセ警察詐欺の被害額が突出しております。SNS型投資詐欺は、被害件数が50件で、前年の同じ時期と比べて38件増加し、被害額は約7億1,900万円で、前年の同じ時期と比べて約5億8,000万円増加しているところでございます。また、ニセ警察詐欺は、被害件数が34件、被害額が約3億8,500万円となっております。この二つの手口で令和8年上半期の被害額全体の約4分の3を占めている状況でございます。

さらに、キャッシュカード詐欺等につきましても、被害件数が前年の3件から57件、被害額が590万円から約8,700万円と増加するなど、深刻な被害状況となっております。

続きまして、5ページの5、子どもの前兆事案の発生状況をご覧ください。

ここでは、子どもに対する声かけやつきまといなどの前兆事案につきまして、月別の発生件数をグラフと表でお示しております。

表の一番右の欄をご覧くださいますと、令和8年上半期における前兆事案の合計件数は83件となっております。前年上半期の件数は154件でしたので、これと比較しますと、71件の減少、マイナス46.1%と大幅に減少しております。

このように、件数自体は減少傾向にありますが、子どもを狙った事案は依然として発生しておりまして、引き続き警戒を緩めることなく、社会全体で見守りや対策を継続していく必要があると認識しております。

最後に、下段の6、令和8年上半期の犯罪情勢についてをご覧ください。

これまでご説明した内容を踏まえまして、現在の札幌市の犯罪情勢と課題を整理しております。

まず、1点目として、刑法犯の増加傾向が継続しており、特に市民の皆様の体感治安に影響する凶悪犯や粗暴犯の伸びが顕著となっております。

また、2点目の特殊詐欺被害の拡大につきましても、SNS型投資詐欺やニセ警察詐欺の二

つの手口を中心に被害額が激増しているところでございます。

そして、3点目の自転車盗被害の増加ですが、こちらは、窃盗犯の約4割を占め、高水準で続いている一方、4点目の子どもの前兆事案の減少も確認されております。

こういった状況を踏まえまして、札幌市としましては、その下の囲みに記載しておりますとおり、大きく二つの柱で取組を進めてまいります。

一つ目は、防犯意識、防犯力の向上です。

SNSや出前講座などを活用し、最新の犯罪発生状況や効果的な防犯対策などの情報を随時発信し、防犯意識の醸成と防犯力の強化を図ってまいりたいと考えております。

二つ目は、地域における防犯活動の促進です。

地域の皆様が行う、ながら見守りなどの自主的な活動への支援や、町内会などが公共空間に設置する防犯カメラへの補助、これらを通じて地域全体で犯罪を誘発する機会を減らす取組を実施してまいります。

札幌市の犯罪情勢を踏まえました今年度の具体的な取組の詳細につきましては、次第2の令和8年度取組についてで説明したいと思います。

犯罪情勢に関するご説明は以上でございます。

○神元会長 それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、各委員から意見、質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○神元会長 それでは、続きまして、次第2について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局(鈴木地域防犯担当係長) 続きまして、次第2の令和8年度取組につきまして、安全で安心なまちづくりに関して札幌市が策定しております第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画と札幌市再犯防止推進計画の二つの計画に分けてご説明いたします。

初めに、資料2-1、令和8年度取組について、第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画をご覧ください。

なお、これ以降は、「第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」につきましては、便宜上、「基本計画」と呼称させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを計画的に進めるため、基本計画を策定し、各種取組を推進しております。

ここでは、基本計画の1の重点テーマと2の成果指標につきまして記載しております。

1の重点テーマとしましては、自ら被害を回避することが容易ではない子どもを守る子どもの安全と、近年、被害が拡大する特殊詐欺などの標的となりやすい高齢者に配慮した高齢者の安全の二つを設定しております。

前回の審議会では、令和7年度の実績を見込みとしてお伝えしておりましたが、数値が確定いたしましたので、改めてご報告いたします。

子どもの安全に関する関連講座の実施回数は、当課、区政課が実施する出前講座などの合計で51回実施しまして、また、高齢者の安全に関する関連講座の実施回数は、合計で61回実施したところでございます。

また、高齢者の安全に関する情報発信の回数は、札幌市の公式SNSを活用した情報発信や各区役所でのパネル展、札幌市の市有施設及び有志の事業者の皆様におけるチラシの配架など、合計で27回実施し、いずれも順調に推移しているところでございます。

一方で、ながら見守り活動登録制度における事業者等の登録件数につきましては、273件となっております。目標達成に向けてより一層の効果的な広報手法の検討が必要と受け止めております。

なお、2の成果指標につきましては、前回の審議会でご報告した内容と重複いたしますので、本日の説明は割愛させていただきます。

続いて、2ページをご覧ください。

ここからは、具体的な取組について、基本計画に掲げる四つの基本方針に沿ってご説明いたします。

初めに、基本方針1、自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高めるに基づく取組です。

出前講座につきましては、お申込みをいただいたテーマに沿って、市職員が犯罪手口や防犯対策について分かりやすく解説する取組です。

令和8年度は、実施テーマに記載の全7テーマを用意しておりまして、7月末時点で26回、約1,650人に参加していただいております。

次に、SNSを活用した情報発信につきましては、現時点で約14万人が登録する札幌市公式のXや約26万人が登録するLINEのアカウントを活用し、情勢に応じた防犯情報をタイムリーに発信しております。約月1回の頻度で発信を行っておりまして、4月にSNSでLINEに誘導し現金を送金させる詐欺、5月に行政機関や捜査機関を装った不審電話、そして、7月にニセ警察詐欺についての注意喚起を実施したところでございます。

次に、闇バイト防止等に関する啓発につきましては、SNS等で実行犯を募集する犯罪行為に加担しないよう啓発を行う取組です。

7月に、学生の夏休み時期に合わせ、札幌市内の高等学校、大学、短期大学に対し、学生向けの周知協力を依頼いたしました。また、1年を通して地下歩行空間のビジョンにて啓発画像を放映しているほか、今年度の新たな取組として、専門学校との連携による啓発動画の制作を進めておりまして、来年3月の完成を予定しております。

次に、2ページから3ページにかけて記載している特殊詐欺被害防止に関する取組につきましては、多様な媒体で注意喚起を実施してまいります。

①出前講座の実施や②SNSでの発信のほか、③札幌市公式ホームページで随時最新の手口を発信しております。

今後の予定としましては、9月に④地下歩行空間や各区役所戸籍住民課窓口のビジョンにおける啓発画像の放映、⑤札幌市中央図書館での特集コーナーの設置及び資料の展示、⑥各区役所や各まちづくりセンターでの啓発チラシの配架を予定しております。

また、⑦日本フランチャイズチェーン協会様のご協力の下、札幌市内のコンビニエンスストアでの啓発チラシの配架も予定しているところでございます。

その他の啓発としましては、4月、5月に、民間事業者との連携による啓発イベントを開催し、自転車のツーロックの呼びかけなどを行ったほか、9月には、防犯と交通安全をテーマとしたパネル展を実施したところでございます。

続きまして、同じく3ページですが、基本方針2、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるに基づく取組です。

ながら見守り活動登録制度につきましては、通勤や通学、買物などの日常活動の中で、防犯の意識を持って地域の見守りを行っていただく制度です。登録者には、バンダナやバッチなどのオリジナルグッズを配布しております。

令和8年7月末時点の登録状況は、登録者数が1万1,633人、登録団体数が283団体となっております。

次に、札幌市子ども110番の家支援事業につきましては、地域で子ども110番の家に取り組む団体に対し、ステッカーや手引の配布、見舞金保障などの支援を行うものです。

令和8年7月末時点の登録状況は、175団体、1万784件となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

札幌市地域安全サポーターズにつきましては、事業者などによる社用車での防犯パトロールや子ども110番の店などの防犯活動を推進する登録制度で、登録団体にはステッカーを配布し、札幌市の公式ホームページで取組を記載しております。令和8年7月末時点の登録数は1,082団体となっております。

次に、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰につきましては、多年にわたり地域防犯活動等に貢献された個人、団体を表彰しております。今年度の表彰者に関しましては、この後、次第4にてご審議をいただく予定でございます。

次に、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等協議会につきましては、地域、事業者、札幌市の3者が連携した取組を推進するため、情報共有及び意見交換を行う場として、今年度も開催を予定しております。

続きまして、基本方針3、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める、こちらに基づく取組でございます。

町内会への防犯カメラ設置補助につきましては、地域の公共空間に設置する防犯カメラの費用補助を行うもので、平成30年度から令和7年度までの累計で、196団体、563台の補助を実施してまいりました。令和8年度におきましても、7月末時点で13団体、31台の補助を決定しており、9月30日まで申請を受け付けております。資料上は7月末の数字となっておりますが、8月末時点では19団体、43台の補助を決定しているところでございます。

次に、薄野地区の安全・安心の実現に向けた関係機関・団体との連携につきましては、行政や警察、地元関係者などで構成されるクリーン薄野活性化連絡協議会を通じ、一体となった啓発などを行っているところでございます。

令和8年度は、6月に総会を開催し、各プロジェクトの報告や情報共有を行ったほか、8月には夏期歓楽街防犯パトロールを実施いたしました。また、12月には、歳末期の歓楽街防犯パトロールの実施を予定しております。

次に、5ページから6ページにかけて記載している客引き行為等の防止をご覧ください。

札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づき、歓楽街などの安全・安心な通行・利用を図るため、指導などや広報啓発を実施しております。

この条例では、札幌市内中心部の客引き行為や勧誘行為、スカウト行為を禁止しておりまして、客引き行為等防止指導員が、毎日、禁止区域内を巡回し、禁止行為者への指導等を実施しております。

また、広報啓発の取組といたしましては、今年度から①のすすきの交差点以南の客引き行為等禁止区域に路面ステッカーを設置したほか、客引きや勧誘行為は、北海道迷惑防止条例や風営法と密接に関わることから、②の北海道警察との連携した取組を引き続き実施しているところでございます。

そのほかにも、⑤のさっぽろ圏スマートアプリでの動画掲載、⑦のビアガーデンやオータムフェストなどのイベント時期に合わせた街頭ビジョンでの啓発動画、静止画の放映、⑧の札幌市公式Xアカウントでの発信、⑩の地下鉄車内の窓上に啓発広告の掲出、そして、⑫の飲食店への個別訪問による啓発など、様々、多角的な広報啓発を実施していきたいと考えております。

続いて、6ページの客引き行為等実態調査の結果をご覧ください。

こちらは、禁止区域内で特に客引き行為が多く見受けられる札幌駅周辺、狸小路周辺、すすきの交差点周辺、そして、南3条から7条周辺の合計4か所における客引き行為者の人数を民間業者に委託して調査した結果となっております。

数値は、いずれも1時間当たりの平均客引き等行為者数となっております。禁止区域全体で令和3年度の54.9人から条例制定の令和4年度には28.8人に減少したものの、人流の回復に伴いまして、令和5年度が38.2人、令和6年度は46.5人と推移し、令和7年度は減りまして20.8人となっております。令和8年7月末時点では27.0人となっております。前年同期と比較して6.2人の増加となっております。

区域別に見ますと、札幌駅周辺と狸小路周辺で大きく減少している一方、すすきの交差点から南側のエリアにかけては増加が見られるところです。

昨年度から一転して増加傾向が見られますことから、今後の動向を注視するとともに、関係機関等と連携を図りながら粘り強く取組を継続していきたいと考えております。

次に、下段の客引き等行為者に対する指導等の状況をご覧ください。

令和8年7月末時点の指導員等が行った指導等の合計件数は3,857件で、前年と同じ時期の4,661件と比較して804件減少しております。

内訳としましては、客引き行為が22件で前年同期比マイナス5件、客待ち行為は3,597件でマイナス467件、勧誘行為は13件でプラス9件、勧誘待ち行為が225件でマイナス341件となっております。

依然として、命令や過料の適用が発生しておりますことから、今後も毅然とした態度で指導等を継続してまいりたいと考えております。

次に、7ページの基本方針4、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等

と連携・協力して支援する、こちらに基づく取組でございます。

ここでは、札幌市が定めました札幌市犯罪被害者等支援条例に基づく犯罪被害を受けた方への支援に関する取組を記載しております。

総合的対応窓口の設置につきましては、犯罪被害を受けた方からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行っております。

次に、関係機関・団体との情報提供、情報共有につきましては、北海道警察や北海道庁と連携を図るほか、他の政令指定都市や全国で開催される会議に参加し、関係機関と意見交換等を行っているところでございます。

次に、市民及び事業者の理解促進に向けた広報啓発につきましては、区役所等でのリーフレット配架のほか、関係機関との共催による市民セミナーの開催、そして、犯罪被害者月間に合わせた街頭啓発、札幌市職員を対象とした研修会など、様々実施してまいります。

最後に、7ページから8ページにかけて記載しております札幌市犯罪被害者等支援制度についてです。

この制度は、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族に対し、心身の早期回復を目的とした支援金の支給や家事、教育、住居、精神被害等に関する各種費用の助成を行うものです。

8ページの下段の表にありますとおり、令和8年7月末時点の状況につきましては、件数が26件、金額が約261万円となっており、昨年と同じ時期が30件、約267万円でありましたため、ほぼ水準で推移しているところでございます。

札幌市としましては、今後とも、関係機関と緊密な連携を図りながら、犯罪被害者等への寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

基本計画における説明は以上でございます。

続きまして、札幌市再犯防止推進計画に関する取組について、併せてご説明させていただきます。

資料は、2-2の令和8年度取組について、札幌市再犯防止推進計画の取組をご覧ください。

1ページでは、札幌市再犯防止推進計画の1の成果指標と2の参考指標について掲載しております。これらの指標につきましては、前回の審議会でご報告した内容のため、本日の説明は割愛させていただきます。

2ページの3、具体的な取組についてをご覧ください。

再犯防止に関する取組は、犯罪や非行をした人が置かれている多様な状況に応じた多角的な支援が必要となりますため、対象となる施策事業は、他部局にまたがるものが多くございます。この審議会の中では、事務局である区政課が主体となって実施する取組を中心に説明いたします。

まず、2ページの一番上でございますが、札幌市再犯防止ネットワーク会議の開催につきましては、関係機関との連携を強化し、協働した取組を推進するため、刑事司法関係機関や更生保護関係団体等で構成する会議体として、令和6年5月に設置いたしました。

今年度は、7月1日に第1回の会議を開催し、北海道矯正管区から拘禁刑下における受刑者の処遇の現状に関する説明をいただくとともに、ネットワーク会議としての今年度の取組の検討を実施いたしました。

この会議による具体的な取組としましては、まず、社会を明るくする運動の強調月間に合わせ、札幌市のシンボルである札幌市時計台を再犯防止・更生保護のテーマカラーであるイエローにライトアップするイエローライトアップを実施することとして、7月に実施したところでございます。

今後は、②ですが、札幌市中央図書館において再犯防止の取組に関する市民向け講座の開催を10月に予定しております。こちらは、ネットワーク会議としては初の取組でありまして、再犯防止という一般の方にはあまりなじみがなく、敬遠されがちである分野について、自分事として興味を持っていただけるような周知方法や内容にできればと考えております。

また、秋頃には、大和ハウスプレミストドームでの北海道コンサドーレ札幌の試合日に合わせ、来場者に向けた啓発活動を実施するほか、来年の1月から2月を予定しておりますが、一昨年と昨年度も開催しました商業施設での広報イベントの開催を予定しております。

なお、2月から3月頃には、こちらの第2回の会議を開催し、今年度の取組結果の報告や、令和9年度に向けた取組検討を行う予定となっております。

次に、関係機関との情報共有につきましては、再犯の防止等に関する取組のさらなる推進に向け、各種関係機関との情報共有を定期的に行っております。

具体的には、9月に地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会において各自治体の取組状況や知見などを共有するほか、矯正施設が所在する市町村で構成されます矯正施設所在自治体会議や北海道が主催する北海道再犯防止推進会議に参加し、北海道や他都市との課題共有や広域的な連携を図ってまいります。

次に、更生保護サポートセンターの設置支援でございます。

更生保護サポートセンターは、保護観察対象者との面談や各種事務作業を行うなど、保護司の皆様が地域の犯罪・非行防止活動を行う拠点として機能しているところでございます。

札幌市では、平成24年の手稲区役所への設置を皮切りに、市有施設内への整備を順次進め、現在では10区の区役所や区民センターなどの施設内への設置を完了しております。

現在の設置状況については、表に記載のとおりとなっております。前回の審議会にてご報告した内容から変更はございません。

次に、3ページの保護司の面接場所の確保をご覧ください。

こちらは、更生保護サポートセンターのほかに、保護司の面接場所を新たに確保する取組であり、こちらも前回審議会にてご報告した内容と変わらず、引き続き実施しております。

次に、保護司の人材確保に関する支援につきましては、10月に先ほどの中央図書館の市民向け講座の開催、そして、2月に札幌市職員向け研修の実施、そして、3月に札幌市を退職する職員へのパンフレット配布を行う予定のほか、北海道矯正展などの関係行事での資料配布を通じ、協力者の確保に努めてまいります。

最後に、広報啓発全般につきましては、先ほどご説明した札幌市再犯防止ネットワーク会議による啓発活動や社会を明るくする運動に関する取組のほか、札幌市中央図書館での啓発展示、再犯防止パネル展、そして、更生保護活動に携わる方々への功労者表彰などを通じ、市民の皆様への理解促進を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○神元会長 それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、各委員から意見、質問等はございますでしょうか。

○森田委員 第4次基本計画を読ませていただきました。素晴らしいものでした。この計画を生かすために、恐らく札幌市全体の第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの中に安全・安心の項目がございます。そこのユニバーサルの部分とこの第4次基本計画はリンクしていると思いますけれども、そこを確認させてください。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンと第4次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画との関係性についてのご質問かと思います。

今、皆様のお手元にはないかもしれませんが、基本計画の本書の5ページに「5 計画の位置づけ」という項目がございます。こちらで、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本的な方向に沿って総合計画体系の中にひもづける形で第4次基本計画を個別計画として位置づける整理としております。

詳細はこの基本計画の中に記載していますが、この計画が単独で動いているということではなくて、札幌市全体の計画体系の中の一つとしてリンクして動いているということになっていきます。

○森田委員 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの基本目標9、つまり防犯に関する項目の目指す姿の中に、子どもの犯罪被害の防止や安全確保、犯罪被害の防止と被害者への支援、最後に、消費生活に関する被害への対策という大きな重点項目があります。そこで、図書館に行き両方を見比べさせていただいたのですが、第4次基本計画の基本施策に高齢者等の防犯力向上とあるのですが、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの中には「高齢者」という言葉がないのです。私なりに、消費生活の中に高齢者も含めた表示の仕方をしているというふうに解釈したのですが、そこを教えてくださいたいと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 今のご質問は、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンの

防犯関連の項目中に「高齢者」という文言が入っていない一方で、第4次計画の中には入っている点についてどのような整理になっているのかというところかと思います。

札幌市全体の計画の中に、高齢者や子どもなど、それぞれの属性に係る文言を全て盛り込むということには限界があるかと思います。全体の計画の中に「高齢者」という文言がないからといって、高齢者に対する施策や取組を行わないということではありませんが、我々の第4次基本計画というのは、まさに安全で安心なまちづくりのための計画で、より具体的で個別的な取組、施策に関する内容を盛り込み、掲載するものですから、子どもの安全や高齢者の安全といった、個別の属性に関することにも言及しております。計画全体の射程、捉える範囲の広さ、分野の広さという面から、そのような文言があったり、なかったり、これは我々の分野に限らずですが、そういったすみ分けになっているものかと思います。ですから、消費者の関係のみを捉えているということではないかと思います。

○森田委員 第4次基本計画では高齢者についてうたっていて、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでは生活と健康のところにしか高齢者という文言が入っていません。私は、別に表示があるかないかということを行っているわけではなくて、これから高齢者はどんどん増えて高齢者の世の中になりますから、全体の意識の問題として、そういう視点は忘れてはならず、大事になってくるということです。決して批判しているわけではなくて、重点施策に書いてあって、戦略ビジョンに書いていない、そこはいかがなものかなと思ったのです。

それから、第4次基本計画の中で、地下鉄の防犯カメラの設置というものが新規で出ています。これは、具体的に交通局と打合せをしたり、何年度に東西線につけるなど、まだそういうことにはなっていませんね。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） まず、前段の全体の高齢者に関する意識の点につきましては、戦略ビジョンが我々だけで策定するものではございませんが、今後の検討の参考となる貴重なご意見として承っておきたいと思います。ありがとうございます。

後段の地下鉄車内の防犯カメラの設置につきましては、東豊線では既に設置されておりますし、詳細な年月までは決定しておりませんが、今後、他の線につきましても設置を拡大していくという流れになっているものと認識しております。

○森田委員 なぜ質問したかという、今、盗撮が大変問題になっています。私も地下鉄を結構使うのですが、階段のところにちゃんとミラーがついています。プライバシーという話もありますけれども、地下鉄の防犯というのは、特に女性や子どもたちのこともあるので、私はほかの会議でもいつも言うのですが、広報さっぽろにどんどん積極的に出してください。市民の皆さんは毎月1日に配付される広報さっぽろを読んでいますので、ぜひ広報さっぽろを使ったPRをお願いします。

最後に1点、今年の4月1日に第5次犯罪被害者等基本計画が国から示されました。医療費の関係も支援策として出ていますけれども、全体の基本的な考え方というか、国と札幌市のこれに対する関わりについて、もし分かればお示し願います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） お尋ねの犯罪被害者支援に関する国の基本計画を踏まえての国と自治体との関係というお話ですが、第4次基本計画は犯罪被害者等基本法に基づいてできているわけですが、自治体として第5次になったからといって取組が大きく変わるということではないと認識しております。それぞれの役割分担として、国では、犯罪被害に遭われた方へ犯罪被害者等給付金支給法に基づく給付金を支給しておりますが、その一方で、この給付金は、特性上、支給までに一定の期間を要する柔軟な対応が難しい部分がありますので、そこを補完する形で、今、各自治体が犯罪被害者の支援金の制度を持っております。こういったもので、なるべく早期に当座の日常生活の支援のための支援金を支給させていただいております。

そういった金銭的支援のほかに、北海道と札幌市は広域自治体と基礎自治体という関係ですが、基礎自治体ではなかなか解決ができない事例については、都道府県がコーディネーター役としてリーダーシップを取って、多機関ワンストップサービスという形で様々な支援を行うということを昨年度から展開しております。ですから、国と都道府県と市町村ではそれぞれ得意な部分があると思いますので、そういった長所を生かし、関連機関で協働しながら支援に向けて、引き続き取組を進めていきたいと考えております。

○森田委員 被害者の医療の関係についても、ぜひ各自自治体で連携を持って、札幌市は国に直接申し入れることができる政令都市ですから、これからもしっかりと取り組んでいただくことをお願いして、終わります。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○佐々木委員 ゆいネット北海道の佐々木です。

令和8年度の取組の1ページの保護司の充足率は、何をもって83.5%、現状は80.5%となっているのか、教えていただきたいです。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 保護司の充足率や定数の関係のご質問だと思いますが、保護司法の中で定数が定められておりまして、その定数と現在の保護司の人数を比較して充足率は何%かという計算をして、こちらに数値として記載しております。

○佐々木委員 その保護司法の基準というのは、何ををもって出てきているのでしょうか。

○荒木委員 保護観察所のOBですので、私が代わりにお答えします。

保護司法では保護司の定数が5万2,500人と決まっております、例えば、北海道管内には何人というふうに割り振りがされて、札幌の場合も同じようにされております。札幌市の場合は地区保護司会になります。

厚別の会長も兼ねられている札幌市保護司会連絡協議会の山本委員がいらっしゃるので、補足していただければと思います。

○山本委員 今、全国保護司連盟の保護司は、令和8年4月1日現在で4万4,704名です。北海道の札幌、函館、旭川、釧路で2,895名です。札幌市保護司会連絡協議会という札幌市10区の保護司は、定数614名に対して現在483名ですので、充足率は78.6%です。充足率については、荒木委員の発言のとおり、保護司法で定められているものです。

ここで、関連して保護司のなり手不足について発言させていただくと、滋賀県の大津の事件の後、保護司になっていただくため、様々な場所をお願いに行くのですが、保護司イコールこの事件を想起してしまうという現状になっているのです。我々も苦慮していますが、札幌市に対しては、いろいろなお願い、それから、困り事も相談していただき、札幌市はすごくいいことをやっているなど、組織的に、体制的にものすごく協力やバックアップをさせていただいております。全国的な組織から見たら、政令指定都市だから当たり前と言われればそうなのでしょうけれども、すごく組織でやっていただいて、我々保護司、それから、保護観察官の方も、法曹界も含めて、感謝に堪えないところです。

札幌市の市議会議員の方でも保護司をなさっている方もおりまして、市議の先生、道議の先生を含めて、組織づくりをさせていただいております。先日も、札幌市と、市議・関係団体で忌憚のない情報交換をさせていただきました。これについて、この場を借りて、心より感謝、お礼を申し上げる次第です。

○佐々木委員 犯罪が増えているのですから、法律で何%と定められていたら、保護司1人が何人も担当しなければいけないと思うのです。凶悪犯も増えていますし、法律で決められた定数があるから、80%や90%が一旦の目安となるというものではないような気がしたのです。

○荒木委員 補足させていただきます。

私は個人的に、保護司の定数は5万2,500人では少ないという論者だったのです。地方に保護観察対象者が出ると、本当に何十キロも離れているわけです。ですから、一律に面積当たりこのくらいは必要であると定めることで、地域の網からこぼれなくて済むと考えられるかもしれませんが、なかなかそうはいかないのです。今、全国で保護司の定数が5万2,500人ですけれども、札幌市の事件数でさえ減っています。私が現職だったときの3分の1ぐらいです。現実には保護司になられても、複数の対象者を担当されている方もいらっしゃいますが、対象者を担当しない保護司の方もいらっしゃる状況です。。

ちょっと話がそれますがけれども、本当に危険性の高い人たち、再犯の危険性の高い人たちについては、GPSの装着の検討が始まりましたので、今後は、できるだけ地域におられる保護司の負担にならないような形の施策が進んでいくと思っております。

ですから、危ないという意識ではなくて、委員の皆様のお近くでもし保護司になってもいいという方がおられましたら、ぜひともお声がけください。年齢制限もかなり上まで大丈夫に

なってきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 一つ補足します。今の保護司法の定数の関係ですが、保護司法が制定された当時から5万2,500人は変わっていないという状況です。この定数について我々自治体職員が何か意見を申し述べる立場にはないのですが、定数の見直しの議論もあるようです。いずれにしても、法律で定められている以上、我々としては、それを一つの基準として保護司の数を充足させる取組を進めているというのが現状でございます。

○山本委員 今後、法務省として5年に1回ずつ見直しをしようということで、何かあれば意見を出していただいて、もし変えるところがあれば是正していこうという考えでいることも一つ付け加えさせていただきます。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○堺田委員 いつも札幌市の安全で安心なまちづくりにご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。

私からは2点です。

まず、資料2-1の令和8年度の取組の2ページ、具体的な取組の出前講座の件についてお聞きします。

子どもの防犯教室と保護者向けの子どもの防犯教室について、令和8年度は実施テーマの全部を含めて26回ということですが、子どもの防犯教室と保護者向けの防犯教室のそれぞれの回数はどれくらいなのかということと、去年と比べてどうなのかということ、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

2点目は、意見です。

子どもと保護者に対する防犯教室はとてもいいと思っていて、私たちも子どもたちや保護者、大人に暴力防止のことを届けているのですが、その内容についてです。犯罪防止のために何ができるかということとはとても大事だと思っているのですが、その内容がまだ入ってなければ、もし被害に遭ったときに大人は何ができるか、子どもはどうしたらいいかという視点も入れていただければと思います。

子どもは、誰に相談するかというところですのでよく勇気が要るので、子どもの話を受け止めて、信じて聞いてあげられるような大人を増やすことはとても大事だと思いました。内容によっては、保護者ではなかなか受け止め切れないこともあるので、いろいろな人たちが子どものことを思っているということを伝えるために、ぜひそういう視点でも届けてもらえたらと思っています。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） ご質問とご意見をありがとうございました。

まず、1点目の子どもの防犯教室の回数については、今、詳細の数値は出ていないのですが、実際に私が出向いていまして、今年度、7月末時点で10回ほど開催しています。保護者向けの子どもの防犯教室は、主にその地域の町内会の方やPTAの方、直近ではスクールガード向けなどで、今年度、3回ほど実施したと記憶しております。

2点目の、もし何かあったら何ができるかという視点については、既に講座の中で実施している内容もあるのですが、具体的な行動について、こういうときにはこうしたらいいといった内容のブラッシュアップも含めて、今いただいたご意見を踏まえ、改善していきたいと考えております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○星原委員 資料1の特殊詐欺のところから下がっていった、手口について、キャッシュカード詐欺が令和7年は3件というところが、令和8年の同じ時期で57人となっています。1桁から2桁に跳ね上がるくらいの件数が起きているのが分かるのですがけれども、なぜこんなことになってしまったのかという原因が分かればと思いました。

○山崎副会長 私は、警察のOBで犯罪抑止の仕事もやっていましたので、お答えしていいでしょうか。

特殊詐欺の犯人はすごく利口で、ある年にある手口をばたばたとやったら、一般の方もその手口に慣れてきて、警戒心が強くなるのです。そうすると、また昔の手口に戻って続けていくというふうに、一般の方を手玉に取っていく傾向があるのです。昔はよく、裁判所からの通知ということで、はがきが来ましたが、あれも一時期流行って、だまされることがあったのです。

けれども、それも数年で止まって、その後、また増えたりしました。あるいは、オレオレ詐欺も一時期はすごく多かったですが、これも年によって増えたり減ったりしております。

ですから、増えるか減るかは、あくまでも犯人の考えであって、我々はどうしようもないものですから、いろいろな手口があるということを頭に入れておいて、何が流行ってもと言ったらおかしいですが、どんな手口にも対応できるように準備しておく、これはもう流行らなくなったから終わりだろうという考えを持たないで、またいずれ自分のところにも来る可能性があるという心構えをしていただくことが一番いいと思います。

○星原委員 ありがとうございます。

では、なぜリバイバルでカード詐欺が増えたのかということころは、どのように考えたらよろしいですか。

○山崎副会長 これも同じで、一時期流行ったのですけれども、ここ二、三年あまりなくて、皆さんの警戒感が緩み始めた頃、それがこの年だということです。犯人もそう考えて、またばたばたと犯行を重ねて、犯人の思うつぼと言ったらおかしいのですけれども、案の定、皆さんの認識がちょっと薄れてきて、だまされやすくなってきているということです。どの手口もそうなのですが、同じタイミングでやられていると思います。

○星原委員 キャッシュカードに関して言えば、発行元がセキュリティーを固めたり、後々になるのかもしれませんが、カード会社として手口への対応はやっているという話をカード会社から聞くのですけれども、リバイバルではなくて、新しい手口として、カードの弱いところを狙っているということが分かれば、消費者協会としても何か対策を頑張ろうかなという気になると思うので、教えていただければありがたいです。

○山崎副会長 私は警察官になる前は銀行員だったのですけれども、銀行員が一般のお宅に行って、キャッシュカードを確認させてくださいとか、持って帰るということは絶対にはないのです。今流行っているニセ警察官詐欺で、警察官がスマホを使ってテレビ電話で取り調べをしたり逮捕状を見せたりすることがないのと同じように、銀行員も、一般のお宅に行き確認させてくださいとか、被害に遭ったからどうこうなどということは絶対にありません。もし銀行員が家に行くとしたら、そのお客さんが窓口に来られて、銀行側が手続を間違えて、その訂正のためにおわびに行くということはありませんけれども、銀行員がカードを預かる、持っていくということはありません。

まず、そのことを一般の方に認識してもらい、分かってもらい、それしかないと思うのです。手口は巧妙で、細かく言ったら、これは詐欺というよりも泥棒になるので、手口の名前も何とか盗となっているのですが、銀行員が持っていくことはあり得ないということと、渡してはいけないということをしっかり認識してもらい、それしかないと思います。

あわせて、特殊詐欺のことについて言わせてもらいますと、特殊詐欺の手口は物すごく進歩しております。最近、AIがすごくブームですが、いろいろな人がAIを使うようになってきて、当然、特殊詐欺の犯人もAIを使っているとして、特殊詐欺の手口もAIを使ってつくっているのです。ですから、本当に完璧なシナリオになってきているのです。

さらに、まだ日本では出てきていませんけれども、諸外国では、被害者の子どもにどうしてもいい電話をかけて簡単な会話をし、その声紋を録音してAIに読み込ませて、被害者の子どもと同じ声をつくらせて、その声を使って電話でだますという手口まで出てきています。もし日本でそんな手口が流行り出したら、絶対にだまされてしまいます。将来的にはそんなことも起こり得るでしょうし、実際にほかの国ではそういう手口が起きてきておりますので、特殊詐欺の手口は年々進歩しているということです。

後ほどお話ししますが、まず、そういう電話が入ってこないようにする対策が一番効果的だということです。電話に出ないということです。そういうことがこれからの対策として最も大事になってきますので、警察でも、防犯協会でも、今、対策を進めているところでございます。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○對馬委員 先ほどの子どもの防犯教室のことですが、「いかのおすし」とは違うのでしょうか。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 子どもの防犯教室の内容ですが、「いかのおすし」に関

する話もします。主に、小学校低学年向けだったり、時には保育園、幼稚園にも行ったりしますので、基礎的なこととして「いかのおすし」の内容にも触れるのですが、それだけを覚えても実践につながらない部分もあります。そこで、いかのおすしをベースにして、例えば、いかのおすしの「す」の「すぐに逃げる」とあるけれども、どこに逃げるのかなど、具体の手法も交えながら行っております。

○対馬委員 警察の方も、学校に行って、「いかのおすし」の勉強をするのです。私は屯田地区の少年補導員ですが、着ぐるみで「いかのおすし」の劇をやっているのです、「いかのおすし」以外の内容でやったほうがいいということであれば、変えていこうと思うので、ぜひ教えていただきたいと思います。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 今、学校でも、「いかのおすし」は必ず授業でやっていますし、我々の防犯教室、出前講座でも、「いかのおすし」を繰り返し子どもに説明して、知ってもらい、頭に入れてもらうことが大事だと考えてやっております。まずは基本的なものとしてしっかり頭に入れてもらうというのは重要な視点だと思います。これをベースにさらにブラッシュアップしていくことはありますが、基本的にはこれを継続していきたいと考えております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○石黒委員 資料2-1の基本方針1の実施テーマの講座についてですけれども、女性の犯罪被害防止というところはこういった内容になるのでしょうか。

私たちは、DVや性暴力の電話相談などを受けることが多いのですけれども、デジタル性暴力の案件や、性虐待が疑われるようなご相談をいただくので、女性の犯罪被害防止ということも盛り込まれているのかどうかという質問です。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 出前講座の女性の犯罪被害防止というテーマの内容についてのご質問でした。

内容としては、DVの関係や、男性と比べて力が弱いという女性特有の事柄に起因する被害にどう遭わないようにするかなど、未然防止に関する話が主になっております。

また、今ご指摘のあったデジタルに関するところは、内容としては少し薄くなっている部分もありますので、そのあたりは内容に盛り込むことも検討していきたいと考えております。

ご意見をありがとうございました。

○石黒委員 性虐待については、難しいところもあるかと思うのですけれども、子どもの防犯教育にも関わってくるところかと思います。身内から知らないうちにそういうことをされている可能性がすごく高い案件も多いので、そういったことも組み込んでいただければと思います。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 続きまして、次第3について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 次第3、札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰要綱の改正につきましてご説明いたします。

資料3をご覧ください。

札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰は、長年にわたり防犯活動や更生保護活動に貢献されている個人、団体及び事業者の皆様を表彰することによって、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解増進及び活動の一層の拡大促進を図ることを目的として実施しております。

表彰に当たりましては、各区役所や保護司会などから推薦を受けた方を候補者とし、要綱及び要領に基づき選考を行っているところでございます。

このたび、令和9年度以降の選考基準につきまして、改正を提案させていただきたいと考えております。

具体的には、資料の2番の改正の概要、一つ飛びまして4番の改正案にお示ししておりますとおり、更生保護功労の表彰選考に係る活動年数の基準を現行の原則12年以上から原則8年以上に改めるものでございます。

こちらの改正の理由につきましては、3番の改正の理由に記載しておりますが、現在、更生保護活動に欠かせない保護司の皆様の数が全国的にも札幌市においても減少傾向にあります。

て、担い手の確保が喫緊の課題となっております。

また、雇用の延伸等を背景に、原則 66 歳以下とされておりました保護司の新任年齢の上限が撤廃されたことで、65 歳以降に保護司に就任される方が増え、活動開始の時期が高年齢化する傾向にあります。

一方で、保護司には、再任時の年齢制限がありますので、結果として実質的な活動期間が短くなり、現行の 12 年以上という基準では、表彰を受ける機会を得られないまま退任を迎えてしまうケースが一定数生じておりました。

こうした実態を踏まえ、現行の原則 12 年以上から 8 年以上に改めることで、推薦対象の範囲を拡大し、保護司としての活動意欲のさらなる向上と更生保護活動への積極的な参画を促すものでございます。

なお、この改正案につきましては、事前に札幌市保護司会連絡協議会と協議を行っている内容となっております。

説明は以上でございます。

○神元会長 それでは、ただいま説明のありました内容につきまして、各委員から意見、質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、表彰要綱の改正につきましては、事務局案のとおり行うということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○神元会長 ご異議がございませんので、表彰要綱の改正については、事務局案のとおり承認することといたします。

〔 次第 4：非公開 〕

○神元会長

最後に、各委員から、これまでの議論や全体を振り返って、ご質問、ご意見等はございませんか。

○荒木委員 外国人の問題というのは、札幌圏でもかなり人数が増えておりますし、やはり触れておくべき課題なのかなと思います。

私は、排斥するという意味ではなくて、地域社会に受け入れていただくような施策を市としても取るようにしていただきたいと思っております。

○神元会長 私からもございます。

外国人犯罪もなかなか難しいものがあるのですが、今の話は、まさにやって来る方の文化、慣習の違い、例えば、ごみ捨てのルールがあまり徹底されないとか、ホームパーティーを開いて騒音が発生しているとか、犯罪とは言えないものが相当に多いのですけれども、マンションの管理組合などからそのあたりを周知徹底していただく以外の方法ではなかなか難しいかなと思っております。

ただ、犯罪という点でいきますと、いろいろありまして、札幌で目立つものとしては、観光客が薄野で酔っ払って暴力を振るったなど、よく新聞に載りますが、件数としては極端に多いわけではないのです。目立つことは目立つのですが、基本的には日本人と同じ様だと思われます。

昨今、外国人犯罪が増えているというのと、やはりベトナムなどの技能実習関係の方々が、いわゆる食い詰めという形で窃盗などに走ったり、北海道の山奥のほうでヤードという施設をつくって、自動車を窃盗して、そこで解体して、パーツにして売りさばいたり、そのようなものが多く見られるところかと思えます。しかし、これらは市民の意識云々という問題ではございませんので、警察によるヤードの摘発などを徹底していただくという方法以外には難しいかと思えます。

また、札幌圏ではそこまでではないでしょうけれども、田舎のほうでは、防犯が甘くて、鍵をかける習慣がなかったために、外国人の窃盗団が入り込んで、ひどい被害を出したということもあります。

ですから、札幌というよりは、北海道の特に地方のほうかと思うのですが、防犯教育ですね。家に鍵をかけるということも含めての周知徹底や、農業をやっている方についても防犯カメラの設置を周知徹底するように、自治体がアナウンスしていくしかないのかなというのが私の雑感です。

○事務局（鈴木地域防犯担当係長） 札幌市の取組の関係で言いますと、在留外国人に対する施策として、我々の部局だけにとどまるわけではないですが、日本における文化、習慣についての教室を開いたり、北海道警察と連携して出前講座に行くときに、例えば、市のごみ出しのルールなどをお伝えする機会、場面もあるというところです。

今、手元に来日外国人における刑法犯及び特別法犯の検挙件数という数値がありまして、札幌方面の件数で言いますと、2024年が189件、2025年が161件となっております。これを多いと捉えるかどうかは感覚によるところではございますが、数値としてはそのようなとなっております。

○神元会長 外国人犯罪につきましては、現在、ベトナム国籍の者による件数が群を抜いております。やはり、技能実習関係が多いのではないかと推測されるところです。

ほかにご意見やご質問等はございませんか。

○山本委員 先ほどのライトアップの件ですが、札幌市や道にお計らいいただいて、テレビ塔や時計台で実施させていただいております。

また、我々がテレビ塔で会議をしていますと、ちょうど大倉山が見えるのですね。私は趣味で写真を撮っているのですが、今日、明日とは言わないので、大倉山のライトアップを考えていただければありがたいと思っております。

○神元会長 ほかにご意見やご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○神元会長 それでは、本日の議事は全て終了しました。

司会を事務局にお返しします。

○事務局（中田区政課長） 神元会長、ありがとうございました。

閉会の前に、防犯協会連合会専務理事の山崎副会長から資料のご提供をいただいておりますので、その説明をいただけると聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○山崎副会長 お疲れのところ、申し訳ございません。

防犯協会から、特殊詐欺対策について皆様にお願いがありまして、発言の機会をいただきました。

皆様の卓上に、クリアファイルに入れた資料を3部配付しております。

このうち、道防連だよりの号外というのは、7月末の道内における特殊詐欺の認知状況などを掲載しておりますので、後ほどご参考にしていただければと思います。

私からのお願いというのは、機動隊員の絵が描いてある特殊詐欺対策アプリのチラシとその説明書的なチラシですが、この2枚のチラシに書かれていますように、警察庁推奨特殊詐欺対策アプリの活用とその普及促進についてでございます。

警察庁におきましては、今年の3月に特殊詐欺対策アプリをリリースしました。

その背景ですが、警察庁が昨年の特殊詐欺に関する被害状況を分析したところ、当初の接触ツールの約8割は電話であって、犯行に利用された電話番号の約7割を国際電話番号が占めているということ、20代、30代の被害者が2倍以上に増加しており、若い世代の被害が拡大しているということ、さらに、SNS型投資ロマンス詐欺について見ますと、バナー広告やダイレクトメッセージが当初接触手段の7割以上を占めているほか、被害金の交付形態としましては、暗号資産送信型の被害が2倍以上に急増していて、さらに、これも幅広い年代に被害が及んでいる、こういったことが判明しました。

このような特殊詐欺の犯行手口を踏まえ、犯人からの電話を直接受けないことで被害の大部分を防止することが可能であると考えることができまして、詐欺電話を防止するための取組を強力に推進するということが効果的だと認められたところでございます。また、これまでの固定電話対策だけでなく、携帯電話対策を強力に推進する必要性も認められたところでございます。

そこで、警察庁におきましては、昨年の12月に特殊詐欺対策アプリに係る警察庁推奨制度

というものを設けまして、事業者が申請したアプリで、認定基準に適合していると認められる場合には、警察庁推奨アプリとして認定することとしました。

アプリの説明が書かれているチラシを見ていただきたいのですが、真ん中に記載されておりますように、現在認定されているアプリは、NTTタウンページの詐欺対策というアプリと、サイバーセキュリティーの企業でウイルスバスターで有名なトレンドマイクロの詐欺バスターLiteという2種類がございます。いずれも、もう1枚のチラシのQRコードからスマートフォンに簡単にダウンロードができます。お金もかかりません。無料でございます。

この二つのアプリに機能的な優劣はございません。いずれも、国際電話や詐欺電話の発着信をブロックしたり、警告したりする機能、警察庁が提供する特殊詐欺に関する防犯情報の通知機能、さらには事業者名の表示機能ということで、これはホワイトリスト機能ともいうものでございますけれども、ちゃんとした会社からかかってきた電話番号は表示されるという機能でございます。いずれもこの三つの機能を有しております。

なお、発着信をブロック、警告する電話番号には、警察庁が提供する犯行に利用された電話番号のほかに、NTTタウンページとトレンドマイクロ、それぞれの事業者が独自に調査して把握した電話番号も含まれております。特殊詐欺に利用されている電話番号だけではなく、しつこい押し売りのような迷惑電話の番号もブロックされるというものでございます。

ただし、使っている機種がiPhoneかAndroidかによって若干機能が異なります。

まず、国際電話の遮断につきましては、Androidは、国際電話というカテゴリーで全て遮断することができるのですが、iPhoneの使っているiOSという基本ソフトは、この番号、この番号とリスト化したものしか遮断できませんので、警察庁が提供する国際電話番号とアプリの事業者が独自に調査した国際電話番号だけが遮断されることになります。

また、Androidは、どれか一つの推奨アプリしか使うことができません。二つともダウンロードすることはできるのですが、ダウンロードした後にデフォルトのアプリとして設定しますかと表示されます。デフォルトというのは、標準、初期設定という意味で、選定しなかったほうは使えないというシステムになっております。

どちらのアプリも詐欺対策には有効ですが、Androidの場合、どちらを選ぶかは使い勝手といいますか、利用者の判断に任せられることになります。一方、iPhoneは、両方のアプリを利用することができます。ですから、iPhoneには、両方の事業者が独自のノウハウで検知した詐欺電話を遮断できるというメリットがございます。iPhoneのiOSとAndroidの基本ソフトの性能の違いによって機能に差が生じるということです。

警察庁では、現在、全国警察を挙げましてこのアプリを入れてもらうための対策を進めております。

今までの特殊詐欺に関する防犯というのは、特殊詐欺に気をつけましょうとか、手口の紹介など、そういった広報啓発に終始していたのですが、今年の3月からは、具体的にこの特殊詐欺対策アプリを入れましょうという対策を重点的に進めております。

さらに、効果を発揮するためには、行動変容につなげることが大切ですので、国民運動として広めるということを行っておりまして、各省庁の参加団体にも普及の促進をお願いしております。

全国の防犯協会連合会におきましても、3月以降、特殊詐欺対策の重点として取り組んでいただいております。

ということで、ぜひご自身のスマートフォンにダウンロードしていただくとともに、関係する方々にお知らせしていただくとともに、取組の普及促進のご協力をお願いしたいと思います。

どうかよろしくお願いいたします。

○事務局（中田区政課長） 山崎副会長、ありがとうございました。

こちらのチラシを皆さんで共有していただければと思います。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（中田区政課長） それでは、皆様、本日は長い時間にわたりまして大変ありがとうございます。

ございました。

次回の審議会は、3月頃を予定しております。日程は、改めて調整させていただきます。

以上をもちまして、令和8年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上